

入札制度における最低制限価格等の見直しについて

本市においては、ダンピング受注の防止策として、全ての建設工事、建設コンサルタント等業務の入札について、総合評価方式を除く案件では最低制限価格制度を、総合評価方式の案件では低入札価格調査制度を適用して、それぞれ落札者を決定しています。このたび、国の入札・契約制度の見直し内容及び県内市の状況を踏まえ、次のとおり両制度においてそれぞれ設定される最低制限価格及び調査基準価格並びに失格基準価格（以下「最低制限価格等」といいます。）の算定方法について見直しを行います。

1 最低制限価格等の算式

最低制限価格等は、次の算式により決定しています。

最低制限価格制度における最低制限価格の算式

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限基準価格 (A)} \times \text{ランダム係数 (D)}$$

低入札価格調査制度における調査基準価格及び失格基準価格の算式

$$\text{調査基準価格} = \text{調査基準価格基礎額 (B)} \times \text{ランダム係数 (D)}$$

$$\text{失格基準価格} = \text{失格基準価格基礎額 (C)} \times \text{ランダム係数 (D)}$$

《算式の説明》

- 最低制限基準価格（A）及び調査基準価格基礎額（B）を算出する算式は同一の算式を用います。（算式については次ページを参照）
- 失格基準価格基礎額（C）は、調査基準価格基礎額（B）に連動し、予定価格の区分に応じて（B）の90%～81%の範囲で設定しています。
- 算式に用いられるランダム係数（D）の設定範囲はいずれも同じです。

2 見直しの概要等

(1) 見直しの概要

ア 最低制限基準価格（A）及び調査基準価格基礎額（B）の算式について、国の基準に合わせる形で見直しを行います。

なお、失格基準価格基礎額（C）の算式は、連動する調査基準価格基礎額（B）の算式を見直すことに伴い乗じる係数の調整を行います。

イ ランダム係数（D）の設定範囲について、同係数を採用している県内市の平均となるよう見直しを行います。

(2) 適用する時期

平成31年4月1日（同日以降に入札を公告し、又は指名を通知する案件から適用します。）

3 最低制限基準価格（A）及び調査基準価格基礎額（B）の算式の見直し

(1) 建設工事

これまで呉市独自の乗率を採用していましたが、国の基準が改正され、当該基準により算出された額が、見直し前の呉市の算式で算出された額とほぼ同額となっていることから、国の基準に合わせることにします。

工事の種類	現行（呉市独自の基準）	改正後（国の基準）
土木関連工事	直接工事費× <u>100%</u> +共通仮設費×90%+現場管理費× <u>80%</u> +一般管理費×55%	直接工事費× <u>97%</u> +共通仮設費×90%+現場管理費× <u>90%</u> +一般管理費×55%
建築関連工事	(直接工事費×90%)× <u>100%</u> +共通仮設費×90%+{現場 管理費+(直接工事費×10%)}× <u>80%</u> +一般管理費×55%	(直接工事費×90%)× <u>97%</u> +共通仮設費×90%+{現場 管理費+(直接工事費×10%)}× <u>90%</u> +一般管理費×55%
建築物の解体工事	(直接工事費×75%)× <u>100%</u> +共通仮設費×90%+{現場 管理費+(直接工事費×25%)}× <u>80%</u> +一般管理費×55%	(直接工事費×75%)× <u>97%</u> +共通仮設費×90%+{現場 管理費+(直接工事費×25%)}× <u>90%</u> +一般管理費×55%
プラント設備工事	機器費×85%+直接工事費× <u>100%</u> +共通仮設費×90%+ (現場管理費+据付間接費+設計技術費)× <u>80%</u> +一般管理費× 55%	機器費×85%+直接工事費× <u>97%</u> +共通仮設費×90%+ (現場管理費+据付間接費+設計技術費)× <u>90%</u> +一般管理費× 55%
水道設備関連工事	{直接工事費-(機器費×40%)}× <u>100%</u> +{共通仮設費+ (機器費×10%)}×90%+{現場管理費+(機器費×20 %)}× <u>80%</u> +{一般管理費+(機器費×10%)}×55%	{直接工事費-(機器費×40%)}× <u>97%</u> +{共通仮設費+ (機器費×10%)}×90%+{現場管理費+(機器費×20 %)}× <u>90%</u> +{一般管理費+(機器費×10%)}×55%

失格基準価格基礎額（C）の設定水準については、現行と変わりはありません。

（現行の設定水準である予定価格（消費税及び地方消費税を含みます。）が5千万円未満の入札案件では調査基準価格基礎額（B）の90%に、予定価格が5千万円以上から3億円未満の案件では90%から81%に、予定価格が3億円以上の案件では81%になるように、直接工事費及び現場管理費に乗じる係数の調整を行います。）

(2) 建設コンサルタント等業務

全ての業務の種類について呉市独自に同一の算定式を採用していますが、国の基準に合わせて業務の種類別に算定することとします。

業務の種類	現行（呉市独自の基準）	改正後（国の基準）
土木関係建設コンサルタント業務	直接業務費×90%+間接業務費×60%	直接人件費×100%+直接経費×100%+その他原価×90% +一般管理費等×48%
建築関係建設コンサルタント業務		直接人件費×100%+特別経費×100%+技術料等経費× 60%+諸経費×60%
補償関係コンサルタント業務		直接人件費×100%+直接経費×100%+その他原価×90% +一般管理費等×45%
測量業務		直接測量費×100%+測量調査費×100%+諸経費×48%
地質調査業務		直接調査費×100%+間接調査費×90%+解析等調査業務費× 80%+諸経費×45%

4 ランダム係数（D）の見直し

最低制限価格等の算出にランダム係数を用いている県内市における設定状況を考慮して、各市が設定する値の平均となるよう設定範囲を縮小することとします。

区分	現行	改正後
ランダム係数（D）	1.0000から1.0200までの範囲内（201通り）	1.0000から1.0050までの範囲内（51通り）